

○ 2020年度競技規則改定のポイント

1. 世界陸連関連

- 1 組織名称変更（2019/11～）
IAAF（国際陸連）→WA（World Athletics：世界陸連）
- 2 規定類番号体系変更（2019/11～）
2020年度日本陸連競技規則は、従前の体系で記載

2. 競技規則

1 審判長の任務【明確化】

スタート審判長は、混成競技でもスタート審判長所管業務担当
混成競技審判長は、スタート審判長所管業務以外の混成競技関連業務担当

●警告・失格

「競技者個人」に加え「リレーチーム」も対象
個人の警告数とチームの警告数は累積しない

2 スターターの役割【明確化】

3 計測員（科学）の任務（動作）【変更】

競技開始前のみとなる。→競技終了後、動作確認し、異常があっても競技をやり直すことはできない。競技中の動作異常に備え、鋼鉄製巻尺を備えておく。

4 性別の定義【明確化】

5 「国際」服装（上着）の色【削除】

「前後同色が望ましい」削除 *国内非適用

6 競技用靴の規制【追加】

別資料（緊急改正の要点と解説）

7 助力と見なさず、許可する行為【追加】

●競技役員や主催者から任命された者が、（倒れた選手）を立ち上がらせたり、医療支援を受けられるようにするための身体的手助け

●電子掲示等による競技経過時間（ラップタイム）等の提示

掲示場所には注意

主催者の用意したものは、競技エリア内も可だが、競技者（関係者）が用意した者は、競技エリア不可。スタンドからは、可。

8 リレーで除外処分を受けた場合のチーム・個々の選手の取扱い【明確化】

●リレーで「チーム」が除外処分（125-5）を受けた場合

- ・除外処分は、「当該種目の当該チーム」
- ・個々の競技者は個人種目や混成競技への出場は可能。
- ・別種目のリレーであれば「チーム」として出場可能。

- ・リレーでのレース侵害行為等の失格対象も「チーム」(163)
但し、競技者個人が(125-5)による除外処分を受けた場合
処分を受けた以降、その競技会には出場できないので、個人の処
分後に行われるリレーには出場できない。(時系列に注意)

9 男女混合競技を認める条件【明確化・追加】

- 原則禁止
- トラック競技
 - ・5000m以上
 - ・他性別間での助力行為(ペースメイク等)禁止
 - ・[国内] 男女いずれかが8名以内、かつ男女合計が30名以内の場合のみ可
- フィールド競技
 - ・記録用紙は男女別々に作成
 - ・各ラウンドの試技順は、性別毎でも交互でも可
 - ・試技時間は競技を行っている試技者数全体で判断

10 スタートの再定義【明確化】

- 競技者は信号機の発射音を聞くまではスタートを開始してはならない。
 - ・スタートの開始とは、
 - A スタートブロックの場合
結果的にスタートブロックのフットプレートから片足または両足
が離れようとしている、あるいは地面から片手または両手が離れようとして
いるあらゆる動作
 - B スタンディングスタートの場合
片足または両足が地面から離れようとする結果になるあらゆる動作
* 信号機の発射音の前に、動き始めて止まらずにスタートの開始に結び付く
動きを開始したと判断した場合も不正スタートと判断しなくてはならない。
 - ・上記 AB 以外のあらゆる動作
スタートの開始動作とはみなさない(グリーンカードの対象)
但し、そういった動作は不正スタート以外での警告・失格処分の対象と
なりうる。(ピクつきは、取っていないが、悪質な場合、125-5、
145-2の対象)
- 不正スタートの規則の適用状況に鑑み、162-5 [国内] 削除
 - ・競技会の性格や競技者のレベルに応じた「不正スタート」判定が定着してきた
ので。
- 大会レベルや競技者のレベルに応じて、配慮する必要がある場合には、別途適用
ルールを定めても可

11 直線競走の逆走【変更・追加】

- 公式に計測された競技場において、かつ諸設備が整っている場合に限る。

- ・日本陸連の検定や設備（例 写真判定装置固定台等）が必要。
- ・トラック上のマーキングはなし。
- 逆走時に注意を要する競技規則
 - ・レーンナンバーは左手側から順に「1レーン」（163-1）
 - ・風力風向計は第1レーンに隣接して設置 （163-10）
- 12 失格対象としての「リレーチーム」の扱い【明確化】
- 13 写真判定装置の作動状況での記録の扱い【明確化】
- 14 ハードルの失格の定義【明確化】
 - 改訂後
 - ・ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき。
 - ・手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき。
 - *抜き足ではない。すねとは限らない。
 - *ハードルを下から蹴り上げて跳んでない場合は、失格。
 - ・直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を与えたり妨害するような行為や規則に違反する行為で、自分のレーンやそのレースの他の競技者のレーンのハードルを倒したり移動させたとき。
- 15 [国際]U18 男子障害物競走【追加】
- 16 バトンの受け渡し時にバトンを落とした場合の対応【変更】
 - 【従前】バトンパスが開始されていれば、どちらが拾っても可。
 - 【変更】バトンパスが完了していないので渡し手が拾わなければならない。
 - *競技規則（170-6(a)(c),170-7）
 - 「バトンを手保持して走る」「バトンを落としたら、落とした走者が拾う」
 - 「バトンパスは受け取る競技者の手の中に完全に渡り、唯一のバトン保持者になった瞬間に成立する」
- 世界陸連の見解
 - バトンパスはが終わるまでは、渡し手（前走者）がバトンを拾わなくてはならない。
 - 受けて（後走者）が完全にバトンを保持したら、受け手がバトンを拾う唯一の者となる。
- 国内解釈の見直し[変更]
 - 「唯一のバトン保持者」がバトンを持って走る、落としたら拾う義務
 - バトンパスが完了するまではバトンの唯一の保持者は「渡し手」
 - バトンパスの途中で、あるいはバトンパスが完了していない状態でバトンを落としたら、バトンは渡し手（前走者）が拾わなくてはならない
- 17 個人所有の投擲物の持ち込み個数制限【追加】
 - 原則2個まで。

- ・技術総務が特に認めない限りは3個以上は不可
 - * 3個以上認める場合は、事前に競技注意事項等に明記または関係者全員に事前告知が必要
 - ・出場者全員に等しく適用（特定競技者のみに認めてはならない）
- 18 混成競技に実施時間【変更】
- 【従前】連続する2日間で実施
- 【改正】連続する48時間で実施（IAAF 2019/3改正）
- 19 競歩におけるペナルティゾーン関係の判定者【変更】
- 20 世界記録が公認される種目・日本記録が公認される種目【変更・削除】
- 21 用語の見直し【変更（国内）】
- ナンバーカード（ビブス）からアスリートビブス（ビブス）と変更になります。
- 22 施設用器具関連

3. [国際]2020.11.1 から[国内]2021.4.1 から適用

- 1 走幅跳・三段跳でのビデオカメラ等による踏切の判定【新規】
 - ビデオカメラ等による機器の使用が可能に
 - 使用しない場合は、これまで通り、粘土板を使用
- 2 走幅跳・三段跳の無効試技の定義【変更】

[変更前]身体のあるところが踏切線の先の地面（含む粘土板）に触れた時

[変更後]足または靴のあるところが踏切線の垂直面より前に出た時
- 3 踏切版（粘土板）の粘土の角度【変更】
 - 45度から90度へ変更、ゴム台座が「切り欠けタイプ」は継続使用可。

*この変更により、従来通り粘土板を使用したときの判定にいくつか懸念される事案が発生する可能性（例：踏切板から足が離れる間際につま先が垂直面を越える。粘土板を擦ったときなど）があるので、今年1年をかけて実際にやってみてどうなるのかを検証していく。

○施設用器具委員会報告

第4種競技場の取扱いの改訂（4種Lの新設）

- 小中学生の普及啓発（育成）を進め、ウエルネス陸上の実現のため、地域の特性に応じた競技会を行い、陸上を楽しめる場を確保するため4種L（ライト）を設ける。

【理由】・地域にある4種の競技場の減少

- ・棒高跳、円盤投、ハンマー投施設を整えることが高額で競技場を廃止するところがあり、地域から公認要件緩和の要望がある
- ・緩和することによりこれらの種目を行う選手の減少が見込まれるが、指

導者育成、競技会開催を検討していく方向が示された。

【公認条件】

- トラック、走高跳、走幅跳、砲丸投施設を必須要件とする。その他の施設は、選択可能とする。
- 設置する種目は、4種の所定の施設、用器具を整備する。
- 円盤投のみを選択する場合は、2020年1月より円盤投の囲いの規格に合致すること。
- 開催できる競技会の種別の標準は、加盟団体の記録会及び加入団体等の競技会・記録会とする。
- 種別を変更するときは、検定を要する。既存の施設で種目を選択しない場合は、施設を撤去する。既に特例に該当している競技場を含む施設を欠いた競技場は4種Lとする。
- 公認料は、4種と同額とする。
- 公認開始が2020年4月1日より適用。
- 3種（県選手権までできる）まではすべての種目ができる競技場とする。

OSIS を使用する競技会での注意点

- SIS で感知できない動きがあること（緩やかな上下の動き、小さな動きなど）
- 波形図の見方、FS の判定について、スタートチーム内で共通理解しておくこと。
- SIS のサブモニターをスターターのそばにおくこと。
- 事前テストの確実な実施、機器に異常がないかどうかレース毎の確認する。

競技規則162条6も参照

- 【注意】スターティングブロックの運搬は、2人で行い。コード、コネクタ破損
- 故障に注意。競技役員が補助員へよく指導すること。

○抗議と上訴について

□結果→□頭で抗議→担当総務・TIC→審判長

●ポイント

- 抗議受付場所の明確化
- 抗議者待機場所の確保
- 協議結果正式発表時刻の把握
- 抗議提出時刻（同日に次ラウンドがあれば15分、その他30分）
- 講義内容の正確な把握
- 審判長が判断した証拠の確認
- 判断可能な証拠の収集
- ジュリーへの連絡

□審判長

●ポイント

- ・関係部署の審判員から事実確認
- ・監察ビデオの確認
- ・利用可能な証拠の収集、確認

□裁定・理由説明

●ポイント

- ・抗議者が審判長の裁定を受け入れれば、ここで終了
- ・審判長は担当総務員・TIC に裁定を伝え時刻を連絡する
- ・審判長の裁定に納得ができない場合に上告する。
- ・上訴申立書の記入と預託金 10000 円の提出
- ・上訴 審判長の裁定により変更された結果が公式発表された
- ・結果が変更されなかった場合は、抗議者に通知されてから
(同日に次ラウンドがあれば 15 分、その他 30 分)

□不服→上告 (担当総務員・TIC から Jury へ連絡)

●ポイント

- ・申し立て内容の確認
- ・審判長からの事実確認
- ・関係各部署からの事実確認
- ・監察ビデオの確認、利用可能な証拠の確認を経て
- ・協議、裁定、その結果、理由を裁定文書に記載
- ・Jury からの裁定文書で裁定結果を伝達する
- ・上告が受け入れられた場合のみ預託金は返金する

□その他

●ポイント

- ・対応は冷静に、言葉遣いは丁寧に
- ・部外者は口を出さない
- ・裁定や結果は簡潔に示す
- ・Jury の意見が分かれても、最終裁定は Jury の総意とする
- ・最終決定の伝達は担当総務員が粛々とする

○2020 年度 S 級公認審判員昇格審査結果について

- 全国で 681 名が申請し、661 名が昇格
- 本県では、5 名申請し、5 名が昇格

【昇格基準】

- ・55 歳以上
- ・A 級取得後 10 年以上経過している者
- ・直近過去 5 年間で 30 回以上の競技会参加回数。

- ・審判講習会の参加回数が、直近過去5年間で3回以上
- 不合格者については、
 - ・講習会・競技会の参加回数が足りない。
 - ・日本陸連への申請年度の登録がない。（＊県陸連への登録料必須）

【注意事項】

- ・大会役員は参加回数に含まない。
- ・講習会は、年に複数受けても、1回のカウント。
- ・旧手帳の方は、新手帳に切り替えること。
- ・参加回数不足の理由として、「仕事多忙により」は理由とならない。

●C級公認審判員導入について

→加盟団体意向調査結果を踏まえて導入する方向で検討を進めていく。

- ・年齢満16歳以上になる年度から
- ・加盟団体が、講習、審査を実施し委嘱する
- ・判定業務はB級以上の審判員の監督下で実施？
- ・補助員との区別は。
- ・B級昇格時は取得時と同等のアップグレード講習を加盟団体／協力団体で実施。
- ・テキストや試験は陸連にて用意する。
- ・待遇等については加盟団体に一任する。 など

○実際トラブル事例

●事例①

- ・混成競技女子やり投、現場の判断では、胴体着地として無効試技。その後あの無効試技はおかしいと抗議あり。（着地の映像が映ったビデオを持参）ビデオではコマ送りができるため、確かに先端から落ちているように見える試技もある。

（対応）

- ・七種の最終種目を遅らせる措置をとってもらった。また、競技日程が差し迫っていることもあったので、いくつかの大学は抗議中とし、その間に再試技を行わせる措置をとった。（確実にビデオで先端での着地が確認できたもののみ）5校、6投が対象となった。

●事例②

- ・男子円盤投、強風のため、囲いが倒れる状況がある。設定上15m/sの風までは大丈夫であるとメーカーは言っているが、その時の定時観測の風速は13.5m/sであった。

（対応）

- ・ひとまず選手は2コーナー外に待機所を設け、トラックを横断するように入場。また、これ以上の強風になる際は、3投で終了して順位をつけることもアナウンスし、競技を開始した。幸いその後風が収まり、無事競技は終了した。

●事例③

- ・スタート関連のトラブル。男子400m予選7組、7レーンの選手がオートリコーラーによる検知で失格となった。抗議が来て、説明したが、納得いかず上訴。上訴でビデオ、判定の波形を確認し、「不正スタートではない」として救済。3組2+2の予定を4組1+4とした。

●事例④

- ・5m61の高さを3めいが挑戦。試技順にAが2回失敗した後3回目をパス。Bが2回目に成功。Cは3回失敗に終わった。次の5m71の1回目、Aが失敗したところでBの優勝が確定。その後のBの試技時間を1回目：2分。2回目以降5分に設定して試技させた。5m71は失敗に終わった。

	5m61	5m71
A	××ー	×
B	×○	1 2 3 (1回目2分、2回目は?分)
C	×××	

連続試技なので3分となる

○商標について

- 選手に対する啓蒙活動をしてもらいたい。
- 全国級の選手の自覚やいろいろな場面での周知をお願いします。
- 競技者係でマークの大きさを測るグッズを作成しているところあり。結果、チェックが早い。

以上

*日本陸連HP→委員会情報→競技運営委員会
 →2019年度全国競技運営責任者会議資料
 →2020年度競技規則の修改正案・2020年度競技規則修改正のポイント
 もご参照ください。